

国家戦略特区の指定について

【担当省庁】内閣府、法務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省

京都府が提案する「R&D・ビジネス化特区」及び「医療イノベーション特区」の国家戦略特区への指定

◆ 京都府では、①研究者の有期雇用期間の見直し等により研究開発から事業化までを世界最速で行う特区、②病床規制の緩和等により再生医療や革新的創薬開発を加速する医療イノベーション特区の2つの特区構想を提案しており、国家戦略特区に指定いただきたい。

○「京都 R&D・ビジネス化国家戦略特区」

「研究開発から事業化まで世界最速の環境づくり」をコンセプトに、次の規制改革等を提案

- ・研究者等の有期雇用期間の見直し
- ・外国人研究者の配偶者の就労制限の見直し
- ・大学施設等の商業利用の可能に など

※ iPS細胞研究等の最先端研究について、優秀な人材の確保が図られ研究開発が促進されるとともに、その研究成果の社会への還元が早期に実現が期待でき、我が国の経済成長に大きく寄与

○関西広域連合の国家戦略特区に関する提案

<京都府関連の提案事業>

医療イノベーション拠点の形成

①再生医療・革新的創薬

- ・iPS細胞を活用した炎症性疾患治療薬および血液がん治療薬の事業化
- ・体性幹細胞を用いた角膜再生医療（病床規制の緩和）

②医療機器

- ・超小型レーザー駆動粒子線がん治療器の開発
- ・統合的放射線がん治療の国際医療研究拠点の整備及び次世代機器開発

③健康関連産業

- ・ICT基盤等を活用した健康・スマートライフイノベーション拠点の形成

現状・課題等

◎ 経過及び今後の予定

- | | |
|-----------|--|
| 9 月 11 日 | 国（内閣官房地域活性化統合事務局）に提案 |
| 16 日 | 国のヒアリング（国家戦略特区ワーキング・グループによる）受検 |
| 10 月 18 日 | 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」決定
（日本経済再生本部） |
| 1 月 目途 | 第一次実施特区の決定 |

【京都府の担当部局】

政策企画部 戦略企画課 075-414-4348